

令和8年9月18日

地区連合自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和8年度「旭区地域活動のつどい功労者表彰」候補者の推薦について

旭区では、毎年「地域活動のつどい」を開催し、地域に貢献していただいている各自治会町内会の会長以外の役員などの方に、区として感謝の意を表し、感謝状をお渡ししています。

また、地域の自治会町内会役員の方とあわせて、広く地域の課題に対して活動している団体なども対象とすることにより、自治会町内会の活動の一層の活性化を図ることを目指しています。

つきましては、別添の推薦書により、候補者の推薦をお願いいたします。

1 対象者

- (1) 各地区連合自治会町内会及び単位自治会の副会長、事務局長、役員等に、令和9年3月末時点で通算5年以上従事していること

※ 旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領に基づき、活動年数の算定をお願いします。

(例：令和4年5月定期総会で役員就任し現在も引き続き活動している場合、
令和4年4月から就任し令和9年3月末時点で通算して、通算5年とする。)

- (2) 地域の課題に対して活動している団体で通算5年以上活動していること

対象除外：民生委員・児童委員、スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員
その他地域活動団体などで、社協、市、県、国の表彰制度がある委員、団体等

2 提出物

推薦書

3 提出期限

令和8年10月19日（月）

※ 各自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限は10月13日（火）としております。

裏面あり

4 提出先

〒241-0022

旭区鶴ヶ峰1-4-12

旭区地域振興課地域活動係

メール：as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

5 旭区地域活動のつどい功労者表彰式（予定）

(1) 日時

令和9年1月18日(月) 13時30分から14時30分まで

(区連会定例会は15時00分開始)

(2) 場所

旭区役所新館2階大会議室

6 推薦書について

推薦書の提出依頼は「自治だより」で各自治会町内会長へ送付します（別紙参照）。

各自治会町内会長には、提出先を各地区連合自治会町内会長宛にお願いしておりますので、推薦書が届きましたら取りまとめのうえ、地域振興課へ提出をお願いします。

(要綱において、推薦者は各地区連合自治会町内会長としているため)

担当：旭区地域振興課地域活動係 丸山・山田

電話：954-6091

FAX：955-3341

Mail：as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和8年9月18日

自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和8年度「旭区地域活動のつどい功労者表彰」候補者の推薦について

旭区では、毎年「地域活動のつどい」を開催し、地域に貢献していただいている各自治会町内会の会長以外の役員などの方に、区として感謝の意を表し、感謝状をお渡ししています。

また、地域の自治会町内会役員の方とあわせて、広く地域の課題に対して活動している団体なども対象とすることにより、自治会町内会の活動の一層の活性化を図ることを目指しています。

つきましては、別添の推薦書により、候補者の推薦をお願いいたします。

1 対象者

- (1) 各地区連合自治会町内会及び単位自治会の副会長、事務局長、役員等に、令和9年3月末時点で通算5年以上従事していること

※ 旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領に基づき、活動年数の算定をお願いします。

(例：令和4年5月定期総会で役員就任し現在も引き続き活動している場合、
令和4年4月から就任し令和9年3月末時点で通算して、通算5年とする。)

- (2) 地域の課題に対して活動している団体で通算5年以上活動していること

対象除外：民生委員・児童委員、スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員
その他地域活動団体などで、社協、市、県、国の表彰制度がある委員、団体等

2 提出物

推薦書

3 提出期限

10月13日（火）

4 提出先

各地区連合自治会町内会長

各地区連合自治会町内会長が取りまとめ後、令和8年10月19日（月）までに旭区地域振興課にご提出いただくこととしています。

5 旭区地域活動のつどい功労者表彰式（予定）

- (1) 日時

令和9年1月18日（月） 13時30分から14時30分まで

- (2) 場所

旭区役所新館2階大会議室

※ 推薦者がいる自治会町内会につきましては、各会長宛にも案内状に送付します。

担当：旭区地域振興課地域活動係 丸山・山田

電話：954-6091

FAX：955-3341

Mail：as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

旭区地域活動のつどい功労者表彰推薦書

令和 年 月 日

横浜市旭区長

次の者等を、旭区地域活動のつどい功労者表彰の候補者として推薦します。

(地区連合自治会町内会名)

(会長名)

(電話番号)

所属する 自治会町内会名					
(ふりがな)					
氏名又は団体名					
住 所 団体の場合は代表 者氏名及び住所		〒旭区 電話 ()			
略 歴	種 別	職 名 等	在 職 期 間 始 期 終 期		在職年数
	役員歴 (団体の場合は 不要です。)				
功労概要		具体的な内容			
確認欄 (確認して、□に✓)		☐ 当該の役職が自治会町内会における役員に位置づけられているか確認しました			

※ 収集した個人情報は本表彰事業以外の目的には使用しません。

提出期限： 令和8年10月19日(月)
※自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限:10月13日(火)
提 出 先： 旭区役所地域振興課地域活動係 (区役所2階21番窓口)
担 当： 丸山・山田 電 話 954-6091
メール as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要綱

制 定 平成18年1月30日

最近改正 令和4年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭区内の自治会町内会又は地区連合自治会町内会（以下「自治会町内会等」という。）において、役員等として当該自治会町内会等の運営に寄与した者に対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会町内会等における副会長等の役員等として通算5年以上従事しているもの
- (2) 永年にわたり、自治会町内会等の活動に尽力し、その功績が顕著なもの

(被表彰者の資格)

第3条 表彰を受けることができるものは、前条第1号又は第2号に該当し、旭区内において活動している個人等とする。

(表彰候補者の推薦)

第4条 各地区連合会長は、第2条及び第3条の規定により、表彰を受けるにふさわしいものを表彰候補者として区長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第5条 前条により推薦された表彰候補者については、別に定めるものをもって構成する推薦委員会において選考する。

- 2 区長は、前項の選考結果に基づき、被表彰者を決定する。
- 3 第1項の推薦委員会の運営は別に定める。

(表彰の方法)

第6条 第2条の表彰については感謝状により、区長が行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として毎年1回行う。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領

制 定 平成18年 1 月30日
最近改正 令和 8 年 9 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(表彰の対象となる活動)

第2条 要綱第2条第1号及び第2号に定める表彰の対象となる活動は、自治会町内会又は地区連合自治会町内会（以下「自治会町内会等」という。）の活動活性化と併せて自治会町内会等への加入促進を図るための取り組みとする。

(推薦基準)

第3条 表彰候補者の推薦基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会町内会等の役員等としての通算活動期間が5年に達した者及びその後の活動期間が5年ごとに達した者。
- (2) 特に功績が顕著とは、高い功績をあげ、地域活動に多大な評価をされているもの、又は他の模範となる活動であり、地域において波及効果が認められるものをいう。

(再推薦)

第4条 既に表彰を受けた者であっても、表彰を受けた日の属する年度の翌年度以降に改めて第3条に規定する推薦基準を満たした場合は、再び推薦を受けることができる。

(活動期間の計算)

第5条 表彰候補者の活動期間の計算は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会町内会等で役員改選時期に毎年開催される定期総会において選出され就任した役員については、その総会が開催された月の属する年度の4月1日から活動しているものとみなす。
- (2) 3月に定期総会を開催し役員の改選が行われ、3月中に活動を開始する場合には、就任後最初の4月から計算する。
- (3) 役員等就任時より推薦を受けた日の属する年度の3月末日までを活動期間とみなす。
- (4) 複数の活動に従事する者については、各活動の活動期間の合計で算出し、兼任期間については重複して計算しないものとする。
- (5) 活動を中断した期間がある場合は、当該期間を除く前後の期間を通算する。

(表彰除外)

第6条 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員、青少年指導員等各種団体の永年表彰に該当する者は、表彰の対象から除外する。

(表彰候補者の推薦)

第7条 要綱第4条に定める表彰候補者の推薦にあたっては、「旭区地域活動のつどい功労者表彰推薦書」を別に指定する期日までに区長に提出するものとする。

(推薦委員会)

第8条 推薦委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 旭区連合自治会町内会連絡協議会会長
- (2) 旭区連合自治会町内会連絡協議会副会長
- (3) 旭区連合自治会町内会連絡協議会監事
- (4) 旭区連合自治会町内会連絡協議会事務局（地域振興課長）

附 則

この要領は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。